

さいたま市社会福祉事業功労者等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市社会福祉大会において、社会福祉事業功労者等に対し、市長が表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。ただし、次条第11号に該当するものには感謝状を贈呈する。

2 表彰状及び感謝状の様式は、別に定めるところによる。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 保護司
- (3) 嘱託医
- (4) 社会福祉事業従事者
- (5) 社会福祉団体関係者
- (6) 介護老人保健施設従事者
- (7) ボランティア（団体を含む。）
- (8) 共同募金活動奉仕者（団体を含む。）
- (9) 自立生活障害者
- (10) 里親
- (11) 寄附者（団体を含む。）

(表彰の基準)

第4条 この表彰を受けるものの基準は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員・児童委員
現に民生委員・児童委員の職にあり、その在職期間が14年以上であって、その活躍が目ざましく、地域の福祉の向上に貢献し、その功績が顕著である者。
- (2) 保護司
現に保護司の職にあり、その在職期間が12年以上であって、その活躍が目ざましく、地域の社会福祉活動に積極的に協力し、その功績が顕著である者。

- (3) 嘱託医
現に福祉事務所又は社会福祉施設における嘱託医として委嘱を受け、その業務に15年以上従事し、その功績が顕著である者。
- (4) 社会福祉事業従事者
現に社会福祉事業従事者として、その業務に原則として18年以上従事し、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められる者。
- (5) 社会福祉団体関係者
現に社会福祉団体の役員等の職にあり、その在職期間が18年以上であって、その功績が顕著である者。
- (6) 介護老人保健施設従事者
現に介護老人保健施設従事者として、その業務に原則として18年以上従事し、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められる者。
- (7) ボランティア（団体を含む。）
現に社会福祉事業のボランティアとして15年以上、又はボランティア団体として10年以上にわたり、地域の社会福祉活動推進のため積極的に活動を行い、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められるもの。
- (8) 共同募金活動奉仕者（団体を含む。）
共同募金活動の推進のための奉仕者として15年以上、又は奉仕団体として10年以上にわたり率先して活動を行い、その功績が特に顕著であり、他の模範と認められるもので、共同募金活動奉仕者として埼玉県共同募金会会長表彰を受賞したもの。
- (9) 自立生活障害者
障害を克服してあらゆる困難に打ち勝ち、自立生活を営む障害者であり、他の模範であると認められる者。
- (10) 里親
児童福祉に理解と熱意を有し、現に里親として活動している者で、さいたま市里親会会長表彰を受賞し、会長の推薦を受けたもの。
- (11) 寄附者（団体を含む。）
ア 本市の社会福祉事業の推進のため、個人においては50万円以上、団体においては100万円以上の金品を寄附したもの。
イ 長期間にわたり継続して寄附し、その累計額が前項の金額に至ったもの。

(表彰候補者の推薦)

第5条 福祉局内各所属長、子ども未来局内各所属長及び各区健康福祉部内各

所属長は、前条の表彰の基準を満たすと認められるものがあるとき、別に定めるそれぞれの表彰候補者推薦書及び表彰候補者一覧表を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長は、社会福祉事業従事者、社会福祉団体関係者及びボランティア（団体を含む。）にかかる候補者について、推薦できるものとする。
- 3 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団理事長は、社会福祉事業従事者及びボランティア（団体を含む。）にかかる候補者について、推薦できるものとする。
- 4 社会福祉法人埼玉県共同募金会会長は、共同募金活動奉仕者（団体を含む。）にかかる候補者について、推薦できるものとする。
- 5 埼玉県保護司会連合会会長は、保護司にかかる候補者について、推薦できるものとする。
- 6 公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会会長は、介護老人保健施設従事者にかかる候補者について、推薦できるものとする。

（表彰者の決定）

第6条 市長は、前条の規定により推薦書の提出を受けたときはこれを精査し、表彰者を決定する。

（表彰除外者）

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象から除くものとする。

- （1） 叙勲を受けた者
- （2） 社会福祉功労により褒章を受けた者
- （3） 本表彰と同種の表彰の基準により厚生労働大臣表彰を受けたもの

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。